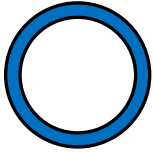


お知らせ 整骨院や接骨院(柔道整復師) のかかり方について

保険証が「使える場合」と 「使えない場合」があります！

保険証が使える場合



- 打撲、捻挫、肉離れ
- 医師の同意がある場合の骨折、脱臼
※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。



保険証が使えない場合（全額自己負担となります）



- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- スポーツなどによる肉体疲労改善
- 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等によるコリや痛み
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険の対象となる場合）
など



施術を受けるときの注意

1. 負傷原因を正確に伝えましょう。

整骨院や接骨院で施術（治療）を受けるときは、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。また、交通事故に該当する場合は、市役所・支所の国保窓口へ届出をお願いします。

2. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

3. 療養費支給申請書への署名（サイン）は、ご自身が記入してください。

署名（サイン）は、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うために必要ですので、ご自身が記入してください。

4. 領収書は必ずもらいましょう。

領収書は必ずもらって保管しておきましょう。領収書は医療費控除を受ける際にも必要です。

※施術日や施術内容について、市が確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

長浜市は、あなたの健康を応援します。

－長浜市国民健康保険－

長浜市役所 保険医療課 ☎65-6512